１　公表理由（変更内容）

本件は、令和４年(2022年)３月４日に鎌倉市議会の議決をもって締結した鎌倉市営住宅集約化事業特定事業契約について、物価高騰に伴う支払い対価の改定及び要求水準書の取扱いの変更に係る変更契約を締結したため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第15条第３項及び同法施行規則第４条４項に基づき、公表するものです。

２　金額変更

本変更契約に伴う契約金額の変更は次のとおりです。

(１)　契約金額（総額）

ア　変更前

9,240,000,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額840,000,000円)

イ　変更後

10,123,520,000円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額920,320,000円)

　(２)　市営住宅整備費及び提案業務費（特定事業契約書第57条第１項１号）

ア　変更前

8,981,500,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額816,500,000円)

イ　変更後

9,865,020,000円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額896,820,000円)

(３)　各会計年度における支払い限度額

ア　変更前

（ア）　令和４年度　　１５４，２０６，８００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　１４，０１８，８００円）

（イ）　令和５年度　　８９７，８３７，６００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　８１，６２１，６００円）

（ウ）　令和６年度　　１，６２３，０２１，４００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　１４７，５４７，４００円）

（エ）　令和７年度　　４，３２１，１９１，６００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　３９２，８３５，６００円）

（オ）　令和８年度　　２，２４３，７４２，６００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　２０３，９７６，６００円）

イ　変更後

（ア）　令和４年度　　１５４，２０６，８００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　１４，０１８，８００円）

（イ）　令和５年度　　993,280,200円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　90,298,200円）

（ウ）　令和６年度　　1,777,492,200円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　161,590,200円）

（エ）　令和７年度　　4,755,819,200円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　432,347,200円）

（オ）　令和８年度　　2,442,721,600円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　222,065,600円）

３　変更理由

本変更契約は、次の２点について、変更が生じたため、締結したものです。

（１）　支払い対価の改定

建設物価等の上昇に伴う支払い対価の改定を行うことで、契約金額を変更したものです。

（２）　要求水準書の取扱いの変更

要求水準書のモニタリングの過程で、本市に馴染まない項目があったことから、合理的な理由があり、事業の目的や趣旨を損なわない軽微な事項については、事業者と協議をしたうえで、要求水準書を変更することができるような規定を設けたものです。

４　変更契約締結日

令和６年（2024年）３月１日（令和６年２月定例会における議決日）